

○厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、  
告示第一号

鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）第二十六条第一項（同令第三十六条において準用する場合を含む。）並びに電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）第二十六条第一項（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、鉱工業品及びその加工技術並びに電磁的記録に係る日本産業規格への適合性に関する認証の業務に従事する者の講習を次のように定め、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

令和元年七月一日

厚生労働大臣 根本 匠  
農林水産大臣 吉川 貴盛  
経済産業大臣 世耕 弘成  
国土交通大臣 石井 啓一

鉱工業品及びその加工技術並びに電磁的記録に係る日本産業規格への適合性に関する認証の業務に従事する者の講習

1 鉱工業品等の認証の業務に従事する者の講習  
（鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鉱工業品等認証省令」という。）第二十六条第一項（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の告示で定める講習は、別表の上欄に掲げる認証の業務に従事する者ごとに、下欄に掲げるものとする。  
（電磁的記録の認証の業務に従事する者の講習）

2 電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第二十六条第一項（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の告示で定める講習は、別表の上欄に掲げる認証の業務に従事する者ごとに、下欄に掲げるものとする。

別表

認証の業務に従事する者	講習
鉱工業品等認証省令第十条の製品試験の業務に従事する者	関連法令に関する講習 日本産業規格Q一七〇二五又は国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた規格ISO/IEC（以下単に「ISO/IEC」という。）一七〇二五に関する講習 製品試験の業務に係る日本産業規格に関する講習

電磁的記録認証省令第十五条の認証管理責任者	電磁的記録認証省令第十五条の現地調査の業務に従事する者	電磁的記録認証省令第十条の電磁的記録試験の業務に従事する者	電磁的記録認証省令第十五条の現地調査の業務に従事する者	電磁的記録認証省令第十五条の現地調査の業務に従事する者	電磁的記録認証省令第十五条の現地調査の業務に従事する者
関連法令に関する講習 標準化及び品質管理に関する講習 日本産業規格Q九〇〇一又はISO九〇〇一に関する講習 日本産業規格Q一七〇二五又はISO/IEC一七〇二五に関する講習 日本産業規格Q一七〇六五又はISO/IEC一七〇六五に関する講習	関連法令に関する講習 標準化及び品質管理に関する講習 日本産業規格Q九〇〇一又はISO九〇〇一に関する講習 日本産業規格Q一七〇二五又はISO/IEC一七〇二五に関する講習 日本産業規格Q一七〇六五又はISO/IEC一七〇六五に関する講習	関連法令に関する講習 標準化及び品質管理に関する講習 日本産業規格Q九〇〇一又はISO九〇〇一に関する講習 日本産業規格Q一七〇二五又はISO/IEC一七〇二五に関する講習 日本産業規格Q一七〇六五又はISO/IEC一七〇六五に関する講習	関連法令に関する講習 標準化及び品質管理に関する講習 日本産業規格Q九〇〇一又はISO九〇〇一に関する講習 日本産業規格Q一七〇二五又はISO/IEC一七〇二五に関する講習 日本産業規格Q一七〇六五又はISO/IEC一七〇六五に関する講習	関連法令に関する講習 標準化及び品質管理に関する講習 日本産業規格Q九〇〇一又はISO九〇〇一に関する講習 日本産業規格Q一七〇二五又はISO/IEC一七〇二五に関する講習 日本産業規格Q一七〇六五又はISO/IEC一七〇六五に関する講習	関連法令に関する講習 標準化及び品質管理に関する講習 日本産業規格Q九〇〇一又はISO九〇〇一に関する講習 日本産業規格Q一七〇二五又はISO/IEC一七〇二五に関する講習 日本産業規格Q一七〇六五又はISO/IEC一七〇六五に関する講習